「国別対外債権残高報告書」の記載要領

１.本報告全般に関して

（１）報告対象者、報告事項など

① 報告対象者

② 報告事項

③ 連結の対象

（２）報告方法など

① 報告の方法

② 報告時期

③ 報告単位

２.記入上の留意点 ＜「（１）合計（連結ベース）」,「（２）合計（最終リスクベース）」共通＞

（１）用語の定義

① 居住者と非居住者

② 所在地ベース

③ 国籍ベース

④ 最終リスクベース

⑤ 連結ベース

（２）「債権残高」の対象となる取引

３.（１）「合計（連結ベース）」記入上の留意点

（１）各項目の計上方法

①「債権残高」について

②「現地通貨建現地向け債権債務残高」について

③「期間別区分」について

④「債権別区分」について

⑤「セクター別区分」について

⑥「他行の支店に対する債権」について

（２）国（地域）別の分類方法について

４. （２）「合計（最終リスクベース）」記入上の留意点

（１）各項目の計上方法

①「債権残高」について

②「デリバティブ関連与信」について

③「支払承諾勘定残高」について

④「コミット済未実行残高」について

⑤「セクター別区分」について

⑥「現地向け」について

（２）国（地域）別の分類方法について

①「債権残高」に計上する取引の国別分類の方法（最終リスクベース）

②「デリバティブ関連与信」、「支払承諾勘定残高」及び「コミット済未実行残高」欄に計上する取引の国別分類の方法

１．本報告全般に関して

（１）報告対象者、報告事項など

①報告対象者

本報告書の報告対象者は、本邦に本店を有する特別国際金融取引勘定承認銀行等のうち下記ａ．又はｂ．に該当する者並びに外国為替令第１８条の七第２項第２号ハ、ヘ及びトに規定する外国為替業務に係る取引・行為に基づく月末の債権残高が1,000億円に相当する額を超える者のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した銀行等とする。外国に本店を有する銀行等については本報告書の報告対象外である。

a. 外国に支店を有する者

b. 外国に支店を有しない者であって、非居住者に対する１２月末の債権残高が1,000億円に相当する額を超える者（この場合、翌四半期＜翌年３月末＞分より本報告書の提出を要する。なお、当該１２月末の債権残高とは、別紙様式第３３における非居住者に対する債権残高の合計額をいう）。

②報告事項

　 報告事項は、報告対象者の毎四半期末現在における本邦店の非居住者向け債権残高（居住者向け債権で、最終リスクベースでみたリスクが非居住者に移転するものを含む）、海外店・海外現地法人の全債権残高である。また、本邦店および海外店・海外現地法人のデリバティブ関連与信、支払承諾勘定残高及びコミット済未実行残高（最終リスクベースでみて、取引の相手方が本邦国籍者となる取引を除く）も報告事項である。なお、本邦店の居住者向け債権で、最終リスクベースでみてもリスクが非居住者に移転しないと考えられる債権については、本報告の対象とはならない。

③連結の対象

実質的な支配をしていると認められる海外現地法人について本報告の連結対象とすること。すなわち、①議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及び②議決権の過半数を自己の計算において所有していない会社のうち実質的に他の会社を支配していると認められる会社、のうち海外に所在するものを連結の対象とする。なお国内子会社の海外現地法人については、報告の対象外とする。

（２）報告方法など

①報告の方法

報告は、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」による電子ベースまたは紙ベース（日本産業規格Ｂ４<普通紙>）によるものとし、報告方法は原則、電子ベースとする。

②報告時期

毎年３月末、６月末、９月末及び１２月末現在において報告書１通を作成し、翌月末までに日本銀行を経由して財務大臣に提出すること。その際、郵送による場合は、郵送に係る日数を十分考慮すること。

③報告単位

報告単位は、百万米ドル（小数第一位未満を四捨五入し小数第一位まで記入）とする。なお、米ドル以外の通貨は、報告時点の市場実勢レートにより米ドル換算の上、記入すること。

２. 記入上の留意点 ＜「（１）合計（連結ベース）」,「（２）合計（最終リスクベース）」共通＞

（１）用語の定義

本記載要領上、用語は以下の定義によるものとする。

①居住者と非居住者

居住者と非居住者の判定の基準は、「外国為替法令の解釈及び運用について（大蔵省通達昭和55年11月29日蔵国第4672号）」の｢居住性の判定基準｣によることとする。

居住者とは、本邦法人等（法人、団体、機関その他これに準ずる者）の場合は、本邦内に主たる事務所を有している者、外国法人等の場合は、外国法人の本邦にある支店、出張所その他の事務所のことをいう。一方、非居住者とは、本邦法人等の場合は、本邦法人の外国にある支店、出張所その他の事務所、外国法人等の場合は、本邦にある外国政府の公館（使節団を含む）、国際機関のことをいう。

②所在地ベース

所在地ベースとは、債務者となる主体の本店の所在地や保証の有無に関わらず、債権の残高を債務者の所在地に基づいて分類することをいう。

（例）

取 引 国別区分

A国に本店が所在する主体の在B国支店 向け B国

A国に親会社が所在する主体の在B国現法 向け B国

③国籍ベース

国籍ベースとは、債権の残高を債務者の国籍に基づいて分類することをいう。支店は本店の所在地を国籍とみなし、現地法人はその所在地を国籍とみなす。

（例）

取 引 国別区分

A国に本店が所在する主体の在B国支店 向け A国

A国に親会社が所在する主体の在B国現法 向け B国

④最終リスクベース

最終リスクベースとは、契約上の最終的な支払義務を持つ主体の所在地に基づいて分類することをいう。したがって、最終リスクベースの計数は、国籍ベースの債権残高を基本に、保証やクレジットデリバティブなどによるリスクの移転を勘案して分類する（詳細については後述）。すなわち、他国の主体からの保証やクレジットデリバティブにより、債権のリスクが別の主体へ移転したと考えられる場合、直接の与信先ではなく、移転した先の所在国への与信とみなす。

⑤連結ベース

債権残高を合算する際、本店と支店・海外現地法人間、および支店・海外現地法人相互間の債権（出資金を含む）を相殺して、残高を報告することをいう。

（２）｢債権残高｣の対象となる取引

本報告においては、バランスシートの資産項目のうち、他の主体への債権に該当するものを計上すること（ただし出資を含む）。なお信託勘定を有する先は、同勘定を含めて計上すること。

３．（１）「合計（連結ベース）」記入上の留意点

（１）各項目の計上方法

①「債権残高」について

「債権残高」欄には、下記ⅰ及びⅱに該当する債権残高を連結ベースにより合算した残高を計上すること。「債権残高」に含まれる取引については、上記2-(2)に挙げられたものとする。

※ 本邦国籍の信託銀行に信託している債権残高を除く。

ⅰ本邦店

　対非居住者債権残高（本支店勘定を除く）

　対居住者債権残高のうち最終リスクが非居住者に帰するもの

ⅱ海外店・海外現地法人（以下「海外拠点」と呼称）

全債権残高（本支店勘定及び現地通貨建現地向け残高を除く）

②「現地通貨建現地向け債権債務残高」について

邦銀の海外拠点における現地通貨建現地向け債権取引については、「現地通貨建現地向け残高」の「債権」及び「債務」欄に外書記入（「債権残高」欄には含めない）すること。

なお、ここで言う「現地通貨建」とは、各海外拠点の所在国における法定通貨のことを指し、「現地向け債権」とは、債権者である海外拠点から所在地ベースでみて、債務者が当該海外拠点と同じ国に所在している場合のことを指すものとする（例えば、報告行のニューヨーク支店が現地においてドイツの銀行のニューヨーク支店に米ドル建てで資金放出を行った場合が該当）。

③「期間別区分」について

ⅰ 短期と中長期

債権残高について、原契約期間等が１年以内のものを「短期」、１年超のものを「中長期」として区分する。

ⅱ 残存期間別区分

ⅰの「中長期」の債権残高について、さらに残存期間別に、「１年以内」、「１年超２年以内」、「２年超」及び「分類不能」に分類する。なお、「分類不能」区分には、特定取引勘定で保有している有価証券や株式、直接投資などの期間の定めのないものを記載すること。

④「債権別区分」について

ⅰ 貸付金

銀行法施行規則第18条第2項に従って作成される貸借対照表上の勘定科目「貸出金」に分類される債権（割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越）について記入すること。

ⅱ その他（貸付金以外の債権）

a. 資金放出

他行への預け金（譲渡性預金のうち指名債権のものを含む）、コール・ローン、レポ取引による資金の貸付など、金融機関相互の短期の資金取引の結果生じる債権を記入すること。

b. 有価証券

会計上、有価証券として取扱うものについて計上すること。

⑤「セクター別区分」について

ⅰ 公的機関

各国の中央政府、地方政府、社会保障基金、中央銀行（通貨当局を含む）、および政府が出資する金融機関・企業・国際機関、について記入すること。

※ 欧州中央銀行（European Central Bank、ECB）向け債権については、ドイツ国内の公的機関向け債権、国際決済銀行（Bank for International Settlements、BIS）向け債権については、スイス国内の公的機関向け債権とみなすこと。

ⅱ 民間金融機関

預金（譲渡性預金等を含む）を受入れることができ、自己勘定において与信または証券投資を行っている民間企業について記入すること。また、中央銀行や国際機関を除き、預金（譲渡性預金等を含む）を受入れることができる金融機関については、政府出資があっても民間金融機関に分類すること。

なお、債権の相手先の所在する国・地域の制度により、金融機関としての取扱いを受けているかを勘案して判断すること。

⑥「他行の支店に対する債権」（本店国籍区分、支店所在地国区分）について

債権の相手方が他行の支店である場合において、その支店の所在国がその本店の所在国（すなわち、本店の国籍）と異なるときは、債権残高を、「他行の支店に対する債権」欄に次のとおり記入すること（「対公的機関」欄に計上した債権は対象外であり「他行の支店に対する債権」に含めない）。

a. 本店の国籍に該当する国名の「本店国籍区分」欄に債権残高を内書記入（債権残高の計に含める）。

b. 支店の所在国に該当する国名の「支店所在地国区分」欄に債権残高を外書記入（債権残高の計には含めない）。

（例）

A国籍の銀行の在B国支店向け A国の「本店国籍区分」欄（内書）

B国の「支店所在地国区分」欄（外書）

（２）国（地域）別の分類方法について

本報告書様式の区分に従って国籍ベースにより記入すること。ただし、現地通貨建現地向け債権・債務残高については、すべて所在地ベースにより記入すること。

なお、本報告書様式に記載されていない国に対して残高がある場合には、当記載要領の別表「地域別・国別分類表」により、当該国の属する地域の「その他」欄に一括してその合計を記入すること。

４. （２）「合計 全対象与信（クロスボーダー与信及び現地向け与信）合算ベース、連結ベース、最終リスクベース」記入上の留意点

（１）各項目の計上方法

①「債権残高」について

「債権残高」欄には、「（１）合計（連結ベース）」の「債権残高」に計上した残高に、「（１）合計（連結ベース）」の「現地通貨建現地向け債権残高」を合算の上、連結ベースかつ最終リスクベースにより残高を計上すること。

②「デリバティブ関連与信」について

下記に該当するOTCデリバティブ取引を時価評価した際の評価益（再構築コスト）の残高について、連結ベースかつ最終リスクベースで記載すること（ただし国籍ベースでの報告も認める扱いとする。また、取引の相手方が本邦国籍者となる取引については報告の対象外とする）。

ただし法的に有効なマスターネッティング契約（一つの契約について債務不履行等の一括清算事由が生じた場合に、契約の対象となるすべての取引について、単一通貨の純額で決済することとする契約）を有する場合には、その範囲内で相殺して記載すること。ネットでマイナスとなった場合には、マイナス計上せずゼロと扱うこととする。

信託勘定について、運用裁量権の無い信託勘定における取引で、運用権者からの指図に基づくデリバティブ取引の結果発生する評価益については、報告を要しない。

※ クレジットデリバティブを保有資産のヘッジとして用いる場合、原則として評価益が発生していても「デリバティブ関連与信」には計上しない扱いとする（ヘッジ対象資産のエクスポージャーは、すでに最終リスクベースの債権残高においてクレジットデリバティブ取引の相手方向けとして計上されていると考えられるため）。

※ クレジットデフォルトスワップ取引のプロテクションセラーのポジション、またはそれに類似した取引で、当該取引を時価評価せず保証行為として経理している場合には、原則として、取引の想定元本を「支払承諾勘定残高」に計上し、「デリバティブ関連与信」には計上しない扱いとする。



③「支払承諾勘定残高」について

銀行等が顧客からの依頼に基づき、顧客が第三者に対して負担する債務の支払等を保証しているものの残高を、連結ベースかつ最終リスクベースで記載すること（ただし国籍ベースでの報告も認める扱いとする。また、顧客が本邦国籍者となる取引については報告の対象外とする）。主な取引としては、他の金融機関からの借入金に対する保証、手形の保証、外国為替取引に伴うL/Cの発行及び債券の発行保証等。

※　クレジットデフォルトスワップ取引のプロテクションセラーのポジション、またはそれに類似した取引で、当該取引を時価評価せず保証行為として経理している場合には、原則として、取引の想定元本を「支払承諾勘定残高」に計上すること。

④「コミット済未実行残高」について

借手の借入実行通知に対して貸手が融資を拒絶する権利のないコミットメントラインについて、極度額から借手の実行残高を差引いた額を、連結ベースかつ最終リスクベースで記載すること（ただし国籍ベースでの報告も認める扱いとする。また、取引の相手方が本邦国籍者となる取引については報告の対象外とする）。

⑤「セクター別区分」について

「（１）合計（連結ベース）」の分類に準じること。

⑥「現地向け」について

現地向け債権（債権者である海外拠点から所在地ベースでみて、債務者が当該海外拠点と同じ国に所在している場合）のうち、最終リスクベースにより整理しても同じ国に存在する債権の残高を計上。

（例）

NY支店の米銀NY支店への資金放出 → 「現地向け」に含まれる

NY支店の独銀NY支店への資金放出 → 「現地向け」に含まれない

（２）国（地域）別の分類方法について

①「債権残高」に計上する取引の国別分類の方法（最終リスクベース）

「債権残高」に計上する取引については、本報告書様式の区分に従って最終リスクベースにより記入すること。最終リスクベースの算出にあたっては、国籍ベースの残高を基本に、「保証・保証類似行為」、「クレジットデリバティブ」、「担保」の信用リスク移転効果を主に勘案すること。同一国内のセクター間でリスクが移転する場合にもこれを勘案して報告すること。ただし「担保」については、これを把握して最終リスクベースを報告することが困難である場合、勘案せずに報告しても差し支えない。

※　信託勘定における運用裁量権の無い資産について、最終リスクベースで報告することが困難である場合には、国籍ベースで報告しても差し支えない。

ⅰ 最終リスクベース算出の基本的考え方

最終リスクベースの与信額の算出にあたっては、以下のように信用リスクを移転する取引を把握し、最終的なリスクを負担する主体の国籍をセクター別に計上すること。

（例）マレーシアの民間企業向け債権（10億ﾄﾞﾙ）に関し、米系銀行より当該企業向け債権に関する保証を受けた（元本10億ﾄﾞﾙ）場合







ⅱ 保証･保証類似行為の最終リスクベースの勘案における留意点

* 特定の債権に関し保証を受けた場合には、保証者の国籍を最終リスクベースとみなすこと。
* 特定の債権に関しトランスファーリスクのみに関し保証を受けた場合（債務者の信用リスクがカバーされていない場合）には、原則として、保証者の国籍ではなく、債務者の国籍を最終リスクベースとみなすこと。

ⅲ クレジットデリバティブ取引の最終リスクベースの勘案における留意点

* クレジットデリバティブを保有資産のヘッジとして用いる場合には、クレジットデリバティブのリスク移転効果を勘案し、最終リスクベースの与信額を算出すること（この場合、当該ポジションの市場価値を「デリバティブ関連与信」には計上しない）。
* 参照資産の国籍が複数にまたがり、対象となる債権の国籍の把握が困難である場合、原則として、これを推計することにより報告すること。
* プロテクションセラーに相当する取引の相手方がSPCである場合には、SPCの所在国へリスクが移転したとみなすこと。ただし、SPCへの投資家の払込金が担保資産として運用されている場合で、かつ担保資産の国籍が特定可能な場合には、原則として、当該担保資産の国籍を最終的なリスク移転先とみなすこと。



ⅳ 担保取引の最終リスクベースの勘案における留意点

* 担保取引を最終リスクベースの与信額に勘案する場合、担保として勘案する資産の範囲、担保の評価方法等については、報告者の内部のリスク管理に照らし整合的な方法を採用すること。

ⅴ 最終リスクベースの勘案におけるその他の留意点

* ストラクチャードファイナンスのスキームにおいて、設立されたSPC等が発行した証券を購入した場合、原則として、裏付けとなる資産のリスクが所在する国を、最終リスクが所在する国として計上すること。また、プロジェクトファイナンス等のスキームにおいて、設立されたSPC等への貸付についても同様に扱うこと。
* ストラクチャードファイナンスのスキームにおいて、裏付け資産の国籍が複数にまたがり、対象となる債権の国籍の把握が困難である場合、原則として、これを推計することにより報告すること。
* 貿易金融における輸出手形の買取りは、原則として、以下の通り経理すること。ただし、輸出者に対して遡及権が無い場合などはこの限りではない。



②「デリバティブ関連与信」、「支払承諾勘定残高」及び「コミット済未実行残高」欄に計上する取引の国別分類の方法

「デリバティブ関連与信」、「支払承諾勘定残高」及び「コミット済未実行残高」欄に計上する取引については、本報告書様式の区分に従い、原則として、最終リスクベースで記入すること（ただし国籍ベースでの報告も認める扱いとする）。

地域別・国別分類表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| アジア州  アフガニスタン インド インドネシア カンボジア シンガポール スリランカ タイ ネパール パキスタン バングラデシュ フィリピン ブータン ブルネイ ベトナム マカオ マレーシア ミャンマー モルディブ モンゴル ラオス 韓国 香港 台湾 中国 東ティモール 北朝鮮  ラテンアメリカ  アルゼンチン ウルグアイ エクアドル エルサルバドル ガイアナ グアテマラ コスタリカ コロンビア スリナム チリ ニカラグア パラグアイ フォークランド諸島 ブラジル ベネズエラ ベリーズ ペルー ボリビア ホンジュラス メキシコ  中近東  アラブ首長国連邦 イエメン イスラエル イラク イラン エジプト オマーン カタール クウェート サウジアラビア シリア パレスチナ バーレーン ヨルダン リビア レバノン |  | アフリカ州  アルジェリア アンゴラ ウガンダ  エスワティニ エチオピア エリトリア ガーナ カーボベルデ ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ ジンバブエ スーダン セーシェル セネガル セントヘレナ ソマリア タンザニア チャド チュニジア トーゴ ナイジェリア ナミビア ニジェール ブルキナファソ ブルンジ ベナン ボツワナ マダガスカル マラウイ マリ モーリシャス モーリタニア モザンビーク モロッコ リベリア ルワンダ レソト 赤道ギニア 中央アフリカ 南アフリカ 南スーダン |  | 西欧諸国  アイスランド アイルランド アンドラ イタリア オーストリア オランダ ガーンジィ キプロス ギリシャ グリーンランド クロアチア サンマリノ ジブラルタル ジャージィー スイス（BISを含む） スウェーデン スペイン スロベニア セルビア デンマーク ドイツ（ECBを含む） トルコ ノルウェー バチカン フィンランド フェロー諸島 フランス（仏領ギアナ、 　レユニオン、モナコ、 　サンピエール、 　ミクロン島を含む） ベルギー ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル 北マケドニア マルタ マン島 モンテネグロ リヒテンシュタイン ルクセンブルク 英国（ガーンジィ、 　ジャージィー、 　マン島を含む） 旧ユーゴスラビア  東欧諸国  アゼルバイジャン アルバニア アルメニア ウクライナ ウズベキスタン エストニア カザフスタン キルギス ジョージア スロバキア タジキスタン チェコ トルクメニスタン ハンガリー ブルガリア ベラルーシ ポーランド モルドバ ラトビア リトアニア ルーマニア ロシア 旧ソ連 旧チェコ・スロバキア |  | カナダ  米国  カリブ海諸国  アルバ キューバ グレナダ ケイマン諸島 ジャマイカ セントビンセント セントルシア タークス及びカイコス諸島 ドミニカ ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ ハイチ パナマ バハマ バミューダ諸島 バルバドス 英領西インド洋諸島 　（アンティグア・バーブーダ、 　セントクリストファー・ネービス 　を含む） 蘭領アンチル  大洋州  オーストラリア キリバス サモア ソロモン諸島 ツバル トンガ ナウル ニューカレドニア ニュージーランド バヌアツ パプアニューギニア パラオ フィジー マーシャル諸島 ミクロネシア ワリス・フテュナ諸島 仏領ポリネシア  国際機関 |